

令和6年度島根支部事業計画等(案)について (KPI含む)

令和6年1月10日 令和5年度第3回評議会

令和6年度 事業計画に関連した各種計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
協会 全体	全国健康保険協会 第6期 保険者機能強化アクションプラン（参考資料2） 【3か年計画】			全国健康保険協会 第7期 保険者機能強化アクションプラン 【3か年計画】		
	事業計画 【単年度】	事業計画 【単年度】	事業計画 【単年度】	事業計画 【単年度】	事業計画 【単年度】	事業計画 【単年度】
支部	事業計画 【単年度】	事業計画 【単年度】	事業計画 【単年度】	事業計画 【単年度】	事業計画 【単年度】	事業計画 【単年度】
	第3期 データヘルス計画（参考資料3） 【6か年計画】					
協会 全体	広報計画 （参考資料4） 【単年度】	広報計画 【単年度】	広報計画 【単年度】	広報計画 【単年度】	広報計画 【単年度】	広報計画 【単年度】
支部	広報計画 【単年度】	広報計画 【単年度】	広報計画 【単年度】	広報計画 【単年度】	広報計画 【単年度】	広報計画 【単年度】



令和6年度島根支部事業計画 KPI一覧

【基盤的保険者機能の盤石化】

項目	内容	KPI		(参考)
		令和6年度	令和5年度	令和5年度実績(直近)
サービス水準の向上	サービススタンダードの達成状況	100.0%	100.0%	100.0%
	現金給付等の申請に係る郵送化率	前年度以上	96.0%	92.2%
レセプト点検の精度向上	協会のレセプト点検の査定率(※1)	前年度以上	0.389% (※2)	0.340%
	協会の再審査レセプト1件当たりの査定額	前年度以上	6,126円	5,079円
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率	前年度以上	64.44%	48.96%
	日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率	前年度以上	94.52%	93.08%

※1 協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額

※2 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について

【戦略的保険者機能の一層の発揮】

項目	内容	KPI		(参考)
		令和6年度	令和5年度	令和5年度実績(直近)
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	生活習慣病予防健診実施率	72.0%	66.7%	36.76%
	事業者健診データ取得率	14.1%	16.5%	6.28%
	被扶養者の特定健診実施率	38.2%	38.9%	16.87%
特定保健指導の実施率及び質の向上	被保険者の特定保健指導の実施率	24.6%	38.0%	11.45%
	被扶養者の特定保健指導の実施率	51.8%	40.5%	19.61%
重症化予防対策の推進	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合	前年度以上	13.1% (※3)	7.24%
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	1,480事業所以上	1,370事業所以上	1,373事業所
医療資源の適正使用	ジェネリック医薬品使用割合(※4)	前年度以上	84.8%	86.0%
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	67.5%以上	67.5%以上	66.5%
	健康保険委員の委嘱事業所数	前年度以上	-	2,805事業所

※3 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合

※4 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

【保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備】

項目	内容	KPI		(参考)
		令和6年度	令和5年度	令和5年度実績(直近)
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15%以下	20%以下	13.0%

令和6年度 島根支部事業計画（案）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、島根県の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賞金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。

- ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。

また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電話及び窓口相談時に郵送による申請を積極的に案内する。また、研修会や広報媒体を通じて、郵送による申請を促進する。
- ・ 加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、研修の実施及び相談体制（受電体制及び窓口体制）を随時見直し、お客様満足度の向上を図る。
- ・ 「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、迅速に対応する。
- ・ 窓口及び電話対応の接遇に関するセルフチェックを定期的に行い、お客様対応のサービス向上を図る。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。

④ レセプト点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。
- ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況を注視し、内容点検体制について検討する。
- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適

	<p>正化に取り組む。</p> <p>【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・ 債権回収をより円滑に実施するため、研修等を充実させ、債権担当職員の知識やスキルを向上させる。 ・ 無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。 ・ 日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。 <p>【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>
--	--

	<p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI：1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする 2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。 ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</p> <p>○ ICT化の推進</p> <p>i) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ・ マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。 <p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。 <p>【重要度：高】 オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p>
--	--

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されるデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者との共同分析を推進する。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p>
--------------------------	--

	<p>③ 分析結果からの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の協会支部で実施された事業や医療費・健診データ等の分析手法を参考にしつつ支部の課題の分析を実施し、分析結果について、関係団体への情報発信を通じて「顔の見えるネットワーク」を構築し、連携しながら地域・職域における健康づくり等の取組や医療費適正化に取り組む。 <p>◆支部独自事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【継続】「医療費等データに基づく、自治体と連携した地域課題に対する施策の実施」 <p>【重要度：高】</p> <p>医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビックデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等に当たっては、高度な医学知識も要することから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。</p> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根支部目標（2024年度から6年後の2029年度に達成する目標）：被保険者・被扶養者の代謝リスクの保有率1%減（2022年度：17.96% → 2029年度：17.00%） ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部ごとに策定する第3期
--	---

保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いて PDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「島根県との共催によるウォーキングイベントの開催」

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・ 保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡大するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。
- ・ 被扶養者に対する特定健診について、協会主催の集団健診の実施や市町村との協定締結による連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図り、実施率の向上を図る。
- ・ 事業者健診結果データの取得促進のため、引き続き外部委託によるデータ取得及び島根県医療情報ネットワークを活用したデータ取得を行い、事業主・健診機関の負担軽減を含めた環境整備を進める。また、事業主・健診機関・協会（三者間）での新たな提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：98,736人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 72.0%（実施見込者数：71,000人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 14.1%（取得見込者数：13,900人）

■ 被扶養者（実施対象者数：21,077人）

- ・ 特定健康診査 実施率 38.2%（実施見込者数：8,060人）

◆ 支部独自事業

- ・【継続】「島根県西部地域での集団健診（被保険者）」
- ・【継続】「生活習慣病予防健診未受診者（被保険者）への直接勧奨」
- ・【継続】「外部委託事業者による事業者健診データ取得勧奨」
- ・【継続】「地域医療情報ネットワークを利用した事業者健診データ取得事業」
- ・【継続】「協会主催の集団健診（被扶養者）」

- KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を72.0%以上とする
2）事業者健診データ取得率を14.1%以上とする
3）被扶養者の特定健診実施率を38.2%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

i) 特定保健指導実施率の向上

- ・ 2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・ 経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対して、本部にて作成する特定保健指導実施率が高い事業所における職場環境整備に関する創意工夫についての事例集等を活用し、利用勧奨を実施する。
- ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。

ii) 特定保健指導の質の向上

- ・ 2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。また、推進のため、協会における運用、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を行う。
- ・ また、特定保健指導の成果の見える化を図るとともに、IGTを組み合わせた特定保健指導を推進するための環境整備に取り組む。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導

の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：15,300人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 24.6%（実施見込者数：3,760人）

- 被扶養者（特定保健指導対象者数：637人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 51.8%（実施見込者数：330人）

- KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を 24.6%以上とする
2）被扶養者の特定保健指導実施率を 51.8%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・ 従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。また、加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、外部有識者の研究成果を踏まえ、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を拡充する。
- ・ 生活習慣病予防健診実施機関にて、健診直後の早期に健診結果による階層化と受診勧奨をセットで勧奨業務として、委託し、実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

	<p>◆ 支部独自事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【継続】「外部（健診機関）委託による要治療者に対する受診勧奨」 ・【継続】「糖尿病性腎症患者の重症化予防対策（専門機関による保健指導）」 <p>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ヘルス・マネジメント認定制度」（健康宣言事業）について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ・ 中小企業における健康づくりを推進するため、関係団体との連携を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを検討、推進する。 ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等の関係団体と連携した取組を積極的に推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>◆ 支部独自事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【継続】「委託業者等による健康づくり出前講座の実施」 ・【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度にかかる表彰」
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・【継続】「健康宣言事業所の取組み支援に関する情報誌による情報提供」 ・【継続】「健康宣言事業所を対象としたセミナーの開催」 ・【継続】「健康宣言エントリー勸奨」 <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,480事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の医療機関・調剤薬局に対して、見える化ツールや医薬品実績リスト等を活用して、働きかけを行う。また、スムーズな働きかけにするために、関係機関等への働きかけを行う。 ・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針（※1）を踏まえ、本部主導で実施する2024年度パイロット事業等を通じ、取組方法の確立や効果検証を行う。 <p>（※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」</p> <p>iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 <p>iv) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、SNS等の各種広報により、加入者への周知・啓発を図る。
--	--

i) ~iv) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要があり、重要度が高い。

また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、島根県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

ii) 医療提供体制等に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する島根県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）

や国等から提供される医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③インセンティブ制度の実施及び検証

- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要であるため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。
- ・ 具体的には、
 - ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。
 - ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する。
 - ③地域・職域特性を踏まえ、広報を実施する。
 - ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。
- ・ 本部にて作成するホームページや全支部共通広報資材等の統一的に使用可能な各種広報ツールにより、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を着実に実施する。特にホームページについては、チャットボットの本格導入や利用者目線で改善を図る。また、SNSによる情報発信を開始する。
- ・ 地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。
- ・ 島根県社会保険協会と連携した講座を通じて健康保険制度や保健事業等の案内を行い、加入者等の制度理解や医療費適

	<p>正化、健康づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。 <p>◆支部独自事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 【新規】「運動習慣定着によるリスク保有率低減に向けた広報」 <p>■ KPI：1－1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を67.5%以上とする</p> <p>1－2）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ○ 更なる保険者機能強化の発揮に向けた人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。 ○ 風通しのよい組織づくり <ul style="list-style-type: none"> 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、協会内の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ○ 支部業績評価を通じた取組の向上 <ul style="list-style-type: none"> 支部業績評価の評価項目や評価方法を踏まえ、他支部の事業も参考にしながら島根支部の業績をより向上させる。

- 内部統制の強化
 - ・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。
 - 個人情報の保護の徹底
 - ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。
 - ・ 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。
 - 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底
 - ・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
 - ・ コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。
 - 費用対効果を踏まえたコスト削減等
 - ・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
 - ・ 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
 - ・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
 - ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

令和6年度 島根支部広報計画（案）

1. 令和6年度 広報の取組方針

○協会の最重点広報テーマとして設定された、「健康づくりサイクルの定着」について、広く加入者に伝わるよう紙媒体やインターネット媒体等各種広報ツールを活用し積極的に取り組む。

○重点広報テーマとしては支部の課題である「新生物の入院医療費」の課題解決に向け、「更なる保健事業の充実」に係る広報を設定し、がんの早期発見・早期治療を推進する。また、その他支部の課題である「精神および行動の障害の外来医療費」「代謝・血圧リスク・運動習慣要改善者」等多岐に渡る課題の改善に向け、「コラボヘルスの推進」に係る広報を設定し、事業所との連携の強化により協会からのサポート活用を促進することで広く健康状態の底上げに取り組む。

○令和6年秋にマイナンバーカードと健康保険証の一体化が行われることを踏まえ、本部と連携の上、「マイナンバーカードの取得」「マイナ保険証の利用登録」を呼びかける。併せて、保険証の新規発行が原則廃止された後の混乱を防ぐため、資格確認書や記号番号通知書が発行されることなど、一体化に伴う変更点についても周知する。

○これまで当支部として実施してきた「自治体と連携した地域課題の解決」に係る広報について、広報内容を各自治体担当者との調整を重ねた上で、継続実施する。

○例年の課題であり多くの疾病と関連する「運動不足」の改善のため、運動習慣の定着促進に寄与する広報資材を作成し、広く発信する。

本計画に掲げた事項の実践を通じ、当支部の抱える課題を解決を図るため、計画的に周知・広報し、加入者・事業主の一層の理解を得ていく。

2. 令和6年度 広報の取組事項

取組	取組内容	スケジュール
統一感のある広報	当支部で平成25年より使用しているキャラクター「しまめちゃん」を積極的に活用し、統一感のある広報を実施する。	令和6年度を通じて実施
加入者へ直接届く広報	既存の納入告知書同封チラシ、健康保険委員広報チラシ等の事業主・担当者への広報をこれまでどおり実施するとともに、SNS（LINE）や市町村との連携による地域広報誌の活用など、加入者へ直接届ける広報を強化する。	令和6年度を通じて実施

1. 「最重点広報」テーマに係る実施計画

	テーマ	目的	メインターゲット	実施内容	実施時期
本部	健康づくりサイクルの定着	「①日々の健康づくり」「②毎年の健診受診」「③健診結果に応じて、問題が無ければ健康づくりを継続、生活習慣の改善が必要であれば特定保健指導を利用する、医療機関への受診が必要であれば早急に受診する」、健康を保持するにはこのサイクルを定着させることが重要であることを理解いただく。	加入者 (40歳代)	○全支部で統一的に広報を実施するため、広報資材を作成。 【制作物】 ・HP(特設ページ) ・WEB広告用バナー ・周知用動画2本(15秒、30秒)、 ・チラシ・ポスター ・広告用原稿(A4、A5、A6)デザイン	令和6年9月
支部	—	—	加入者 (40歳代)	上記資材(チラシ・ポスター等)を活用した健康宣言事業所および健康保険委員へ向けた広報	令和6年10月
支部	—	—	加入者 (40歳代)	上記資材(HP・動画等)を活用した地元メディアを含む各種Web媒体による広報	令和6年10月

2. 「重点広報」テーマに係る実施計画

	テーマ	目的	メインターゲット	実施内容	実施時期
支部	健診(更なる保健事業の充実)	がんの1人当たり入院医療費(年齢調整後)が15,568円(全国平均12,379円)と全国で2番に高い状況にある。生活習慣病予防健診および乳がん子宮頸がん等の追加検診について積極的な広報を実施し、早期発見早期治療による医療費の削減を図る。	事業主 被保険者(40歳以上)	生活習慣病予防健診および追加健診(検診)の受診・予約勧奨について、納入告知書同封チラシの片面全面による広報を年2回実施。その他、関係団体情報誌への掲載や健康保険委員情報誌等を活用し、認知の拡大を図る。	(納入告知書 チラシ) 令和6年5月 令和7年1月 その他随時
支部	コラボヘルス	全国で1番高い「精神および行動の障害」の外来医療費、例年高い順位である代謝リスク保有率等、支部における様々な健康課題を改善に向けて、健康宣言事業所の増加および既宣言事業所へのフォローアップ事業の周知を図り、加入者の健康状態の底上げを図る。	事業主	健康宣言の拡大勧奨について、納入告知書同封チラシの両面全面による広報を年1回実施。その他、各種媒体による宣言勧奨を重ねて行うとともに、健康経営情報誌・セミナー等を通じてのフォローアップ事業利用促進を図る。	(納入告知書 チラシ) 令和6年8月 その他随時

3. 「特別広報」テーマに係る実施計画

	テーマ	目的	メインターゲット	実施内容	実施時期
本部	マイナンバーと健康保険証の一体化	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年秋にマイナンバーカードと健康保険証の一体化が行われることを踏まえ、より多くの方にマイナ保険証を利用いただくため「マイナンバーカードの取得」「マイナ保険証の利用登録」を呼びかける。 ・併せて、保険証の新規発行が原則廃止された後の混乱を防ぐため、資格確認書や記号番号通知書が発行されることなど、一体化に伴う変更点についても周知する。 	加入者 ・事業主	<ul style="list-style-type: none"> ○全支部で統一的に広報を実施するため、広報資材を作成。 【制作物】 ・チラシデザイン(A4裏表) ・広告記事(A4、A5、A6サイズ) 	令和6年3月
支部	—	—	事業主 健康保険委員	<ul style="list-style-type: none"> ・上記素材(チラシ)を活用し健康保険委員へ広報。 ・上記素材(広告記事)を活用した納入告知書同封チラシおよび地元メディア等による広報。 	令和6年4月 ～9月

4. 「その他の広報」テーマに係る実施計画

	テーマ	目的	メインターゲット	実施内容	実施時期
支部	自治体と連携した地域課題の解決	医療費や健診結果データから見える地域毎の健康課題について、各市町村の広報媒体を活用し啓発を行うことにより、加入者個人における健康意識の醸成を図る。	島根県民	データ分析によって得られた内容から地域に特化したチラシを作成し、市町村の広報物と同封のうえ送付。	令和7年3月
支部	運動習慣定着促進	簡単に楽しく運動習慣を身に着けるコツを加入者に周知することにより、例年高い順位にある「運動習慣要改善者の割合」の改善を図る。	加入者 ・事業主	運動習慣定着にかかる動画等を専門家監修の下に作成し、各種広報媒体を通じて広く事業主・加入者へ周知を行う。	令和6年9月